

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桶川停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>桶川市寿一丁目六五七番一地从先から同 市寿一丁目七七四番一地从先まで</p>	<p>桶川市寿一丁目六五四番一地从先から同 市寿一丁目七七四番一地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〇～二七・〇七</p>	<p>六・六九〇 六・七一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一二・八五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
	<p>街路整備事業による。</p>	<p>備 考</p>